

平成 23 年度 税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）

（文部科学省）

制 度 名	個人が学校法人に寄附を行った場合における税額控除の導入	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	寄附金控除について税額控除を導入する（現行の所得控除との選択制）。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	3, 704 百万円 （ — ）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国が発展を図り、また豊かな社会を築いて行く上で、教育等を振興することは重要であり、文部科学省においては、これらを政策目標や施策目標に掲げ、取組を進めている。これらの活動を振興する上で、公益的活動を行う法人等の活動の財政基盤を強化し、それぞれの活動を活発化させていくことが望まれ、そのための方策として、法人等に対する個人からの寄附を促進するため、寄附文化の醸成や寄附しやすい環境を充実していくことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成22年度の税制改正により、個人が学校法人等に寄附した場合の控除下限額が引き下げられ、個人からの寄附を促進する環境の充実が図られたところであるが、政府として、従来の行政機関ではなく、地域の住民が、教育等に共助の精神で参加する公共的な活動である「新しい公共」の実現を担う主体を支援することが重要であり、その主体を財政的に支える寄附の重要性が一層高まっている。</p> <p>私立学校は、私人の自主的な取り組みとして、その財産を投じて公の性格を有する学校として設置されたものであり、学校法人を解散する場合もその残余財産については寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっている。また、学校法人は、その運営について国や地方公共団体から補助金を受けているものの、その収入の大半は学生・生徒からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、地域住民や学生・生徒、卒業生等が支える仕組みとなっており、「新しい公共」を担う主体の1つである。</p> <p>なお、市民公益税制PTの中間報告において、学校法人と住民との関わりについて言及されているが、その地域の中で住民と関係を有して教育や研究の活動をしており、その他、学校の運動会や文化祭等の行事、大学が行う住民向けの公開講座、大学等学生規模の大きなものであれば、経済効果を含めてその地域全体に密接に関係を有するものもある。また、大学については、教育基本法において平成18年の改正により、社会の発展に寄与することが明記され、各大学において地域と協力した様々な取組が進められているおり、今後も一層の取組が期待されるところである。</p>	

	<p>また、運営の透明性の確保については、学校法人について教育基本法や私立学校法の趣旨を踏まえて情報公開に取り組んでおり、大学等の高等教育機関を設置する文部科学大臣所轄の学校法人では、財務情報等の一般公開を行っている法人の割合は年々増加し、平成21年度調査では92.2%となっている。また、学生数等大学の教育研究に関する情報公開については、平成22年5月に学校教育法施行規則を改正し、平成23年4月からインターネット等を利用して広く周知を図ることを義務付けたところである。</p>		
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>教育の振興を図るため、学校法人については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>学校法人の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済・雇用情勢も踏まえ、より一層の環境整備が必要とされている。</p>	
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>文部科学大臣所轄学校法人（688法人）</p>	

学校法人に対する個人からの過去の寄附実績は以下のとおりであり、寄附金控除の適用下限額の引き下げや控除手続きの簡素化が図られた際には、一層、寄附者や寄附額が増加するものと考えられる。

1. 寄附者数

(単位：人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
学校法人	—	—	—	219,085	197,264

調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人等。入学時寄附金を除く。

調査時点：当該年度の翌年度

※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかったものを示す。

2. 寄附額

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
学校法人	—	—	—	20,308,995	19,455,103

調査対象：個人から現金寄附を受けた上記法人等。

調査時点：当該年度の翌年度

※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかったものを示す。

要望の措置
の効果見込
み(手段とし
ての有効性)

当該要望項
目以外の税
制上の支援
措 置

- ・ 法人から学校法人に対する寄附金の特別措置（法人税法）
- ・ 個人から学校法人に対する現物寄附に係る譲渡所得の非課税措置（租税特別措置法）

予算上の
措置等の
要求内容
及び金額

(平成22年度)

- ・ 私立大学等経常費補助 3, 222億円
- ・ 私立高等学校等経常費助成費等補助 999億円

相
当
性

上記の予算
上の措置等
と要望項目
との関係

例えば、学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われている。

一方、教育等の公益的活動を行う法人等が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。寄附の確保・増加に向けた取組は、このような観点から、各法人等が自主的に行っているものであり、寄附金控除に税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とすることにより寄附者が寄附しやすい環境を充実することは、寄附の確保・増加に向けた各法人等の自主努力を支援するものとなる。

このように、国等による助成は法人等を直接支援するもの、また、寄附税制は法人等に対し寄附を行う国民に優遇措置を行うものとして、異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人の健全な経営に資するものとして、重要な役割を果たしており、私立学校への補助を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるよう国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>学校法人等に対する個人の寄附に関する税制優遇措置の適用実績は、平成20年分において、寄附者が20万8千人、寄附金控除額が336億円と多くの適用実績がある。政府において、寄附金控除について税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とすれば、特に少額寄附の促進が期待でき、寄附実績の拡大や寄附文化の醸成を図ることができる。</p> <p>(特定公益増進法人等に対する個人の寄附に係る所得控除の適用状況)</p> <table border="1" data-bbox="550 416 1444 611"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用者数(万人)</td> <td>13.7</td> <td>16.1</td> <td>15.6</td> <td>18.4</td> <td>20.4</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>所得控除額(億円)</td> <td>252</td> <td>245</td> <td>269</td> <td>362</td> <td>304</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	適用者数(万人)	13.7	16.1	15.6	18.4	20.4	20.8	所得控除額(億円)	252	245	269	362	304	336
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度																		
適用者数(万人)	13.7	16.1	15.6	18.4	20.4	20.8																		
所得控除額(億円)	252	245	269	362	304	336																		
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>																							
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>																							
	<p>前回要望時の達成目標</p>																							
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>																							
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>新規</p>																						